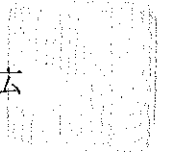


令和8年（2026年）6月17日付け札幌市告示第2428号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）7月10日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第2428号別表の業務番号「26(下)第0100号」業務名「防災・安全交付金事業 手稲水再生プラザ用水機械設備ほか工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

0	調達案件番号		2603010011
1	工事（業務）番号		26（下）第 0100 号
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	防災・安全交付金事業 手稲水再生プラザ用水機械設備ほか工事
		工事（履行）場所	札幌市手稲区手稲山口265-8
		工事（業務）内容	以下の工事を行う。 ア 二次処理水送水ポンプ更新 3台 イ 配管設備 一式 ウ 二次処理水送水ポンプ更新に伴う電気設備 一式
		工期（履行期間）	着手の日から令和10年03月10日まで
6	入札参加資格の 申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	落札候補者に対して別途連絡する。連絡を受けた落札候補者は、翌日までに申請書等を提出するものとする。
		落札結果通知予定日	令和8年8月19日
11	入札及び開札の日 時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和8年07月27日 （08時00分～20時00分） 令和8年07月28日 （08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和8年07月29日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
17	施行担当課及び 電話番号	施行担当課	下）事業推進部施設保全課
		電話番号	011-818-3443

第 2 章 電気設備

第 1 節 低圧配電設備

第 1 条 共通事項

1 式

区 分	内 容			
準拠規格	JIS-C4620, JEM-1425, JEM-1265			
形 式	屋内閉鎖防塵自立形			
構 造	正面扉、背面扉 : コの字折り曲げ構造、鍵付きハンドル 鋼板厚さ 正面扉、背面扉 : 2.3mm 以上 側 面、屋根板 : 2.3mm 以上 母線材質 : 銅（表面に防錆処理を施すこと）			
制御回路	制御電源 操作・表示回路 : DC 100V 機器制御回路 : DC 100V 盤内照明等回路 : AC 100V (商用)			
定 格	定格電圧（使用電圧） : 7.2kV (6.6kV) 定格電流（母線） : 600A以上 定格短時間耐電流 : 12.5kA以上			
操作構造	常時励磁方式 切換スイッチ（COS）は菊形捻回式 操作スイッチ（CS）はピストル形捻回式			
付 属 品	名称板	1 式	盤内配線	1 式
	接地母線	1 式	手動操作器具	1 式
	母線支持がいし	1 式	ベースプレート（盤架台）	1 式
	継電器テストプラグ	1 式	盤内照明・コンセント	1 式
	継電器試験端子	1 式	絶縁マット	1 式
	リフター	1 式		
その他	(1) 指示計器は原則として広角度延長目盛付110角とし、定格値を朱針で指示する。 (2) 内部配線は原則として1.25mm ² 以上のより線とし、束配線又はダクト配線方式とする。配線の分岐は必ず端子部で行い、端子1ヶ所に3ヶ以上締付けないこと。 (3) 母線及び母線接続部分はポリカーボネート板等の点検容易な隔壁で保護されているものとする。 (4) 遮断器は操作回数カウンタ付きとする。 (5) 小動物侵入防止の底板を設け、必要な箇所は取外しできるものとする。 (6) 将来の列盤増設に対応できるよう考慮した構造にすること。 (7) 計器用変流器の定格電流は以下とする。 1 次側：主回路電流に対し適切なものを選定すること。 2 次側：5 A (8) 以下各条の盤は全て列盤構成とすること。			

第 2 章 電気設備

第 1 節 低圧配電設備

第 1 条 共通事項

区 分	内 容
準拠基準	JIS, JEM, JEC
形 式	屋内閉鎖防塵自立形
構 造	正面扉、背面扉：コの字形折り曲げ構造、鍵付ハンドル 鋼板厚さ 正面扉、背面扉： 2.3mm 以上 側面、屋根板： 2.3mm 以上 母線材質：銅（表面に防錆処理を施すこと）
付属品	・盤架台（フリーアクセスフロア H=370 程度） ・盤内照明、盤内コンセント ・その他必要なもの
その他	・配線用しゃ断器は JIS C 8201-2-1 により、警報接点付とし、故障の表示用とする。また必要に応じ補助接点、信号接点を付属させる。 ・電磁接触器は JIS C 8201-5-1 により、開閉頻度 1 号、寿命 1 種とする。 ・保護継電器は JIS C 8201-4-1, JIS C 8374 により、種類は静止形過電流欠相継電器（2E リレー）及び漏電リレーとする。 ・交流電流計は延長目盛付とし、定格電流値を朱針で指示できるものとし、原則として計器用変流器を取付ける。 ・内部配線は原則として 1.25mm² 以上のより線とし、束配線又はダクト配線方式とする。配線の分岐は必ず端子部で行い、端子 1 ヶ所に 3 ヶ以上締付けないこと。 ・小動物侵入防止の底板を設け、必要な箇所は取外しできるものとする。